



長野労働局発表（2-29）
令和2年8月5日

担 当	長野労働局労働基準部
	賃金室長 大日方 康浩
	室長補佐 宮澤 明芳
	TEL 026-223-0555 FAX 026-223-0591

長野県最低賃金の引上げを答申

～ 1円引上げて時間額849円～

- 1 長野県最低賃金の改正については、長野労働局長（中原 正裕）から長野地方最低賃金審議会（会長 岩崎 徹也 信州大学名誉教授）に対し、本年7月2日に諮問を行ったところです。
- 2 同審議会においては、審議の結果、本年8月5日、公労使委員全員の賛成をもって、現行の最低賃金の時間額848円を1円引上げ（引上げ0.12%）、849円に改正することが適当である旨の答申が行われました。
- 3 この答申を踏まえ、長野県最低賃金の改正に係る手続き（異議申立の公示など）を経た上で、改正後の最低賃金は、本年10月1日に発効する予定となっています。

（参考）

長野県最低賃金の改定額及び引上げ額の推移、対前年度引上げ率（過去5年）

年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
最低賃金改定額	770円	795円	821円	848円	849円
対前年度引上げ額	24円	25円	26円	27円	1円
対前年度引上げ率	3.22%	3.25%	3.27%	3.29%	0.12%